

# **令和6年第1回港区議会定例会**

## **提出予定案件**

**港 区**

## 令和6年第1回港区議会定例会提出予定案件一覧

### 区長報告4件

区長報告第1号	専決処分について（北青山二丁目道路整備工事（歩道拡幅）請負契約の変更）	1
区長報告第2号	専決処分について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更）	2
区長報告第3号	専決処分について（港区立大平台みなと荘外壁等改修工事請負契約の変更）	3
区長報告第4号	専決処分について（（仮称）南青山二丁目公共施設新築工事請負契約の変更）	4

### 議案27件

議案第1号	港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第2号	港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第3号	港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第4号	港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例	8
議案第5号	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第6号	港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第7号	港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第8号	港区営住宅条例の一部を改正する条例	12
議案第9号	港区立認定こども園条例の一部を改正する条例	13
議案第10号	港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例	14
議案第11号	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
議案第12号	港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
議案第13号	港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	17
議案第14号	港区介護保険条例の一部を改正する条例	18

議案第15号	港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	19
議案第16号	港区監査委員条例の一部を改正する条例	20
議案第17号	令和5年度港区一般会計補正予算（第9号）	21
議案第18号	令和5年度港区一般会計補正予算（第10号）	21
議案第19号	令和5年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）	21
議案第20号	令和5年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	21
議案第21号	令和6年度港区一般会計予算	21
議案第22号	令和6年度港区国民健康保険事業会計予算	21
議案第23号	令和6年度港区後期高齢者医療会計予算	21
議案第24号	令和6年度港区介護保険会計予算	21
議案第25号	包括外部監査契約の締結について	22
議案第26号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	23
議案第27号	児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に係る協議について	24

### 追加議案2件

港区教育委員会委員の任命の同意について	25
人権擁護委員候補者の推薦について	25

### (参考)

専 決 処 分	4件	区長報告 内訳 工事請負契約の変更	4件
------------	----	-------------------------	----

議 案 27件			
条 例	16件	内訳 一部改正	16件
予 算	8件	内訳 令和5年度補正予算 令和6年度予算	4件 4件
その他	3件	内訳 包括外部監査契約の締結 広域連合規約の変更協議 措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更協議	1件 1件 1件

追加議案 2件			
人 事 案 件	2件	内訳 教育委員会委員の任命の同意 人権擁護委員候補者の推薦	1件 1件

# 令和6年第1回港区議会定例会提出予定案件（概要）

## 区長報告 第1号

【総務部契約管財課】

### 専決処分について（北青山二丁目道路整備工事（歩道拡幅）請負契約の変更）

本件は、北青山二丁目道路整備工事（歩道拡幅）請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

#### 【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和5年12月12日

#### 【変更内容】

- 契約金額 3億2,541万2,120円  
→ 3億4,166万7,700円  
(1,625万5,580円増額します。)

#### 【変更理由】

- ①昼間工事を予定していた工事範囲の一部について、通行等の支障になることから、夜間工事に変更したため
- ②地元商店会からの要望により、道路照明にバナーアーム<sup>\*</sup>を設置したため
- ③アスファルトの下の既設の碎石路盤の打換えを予定していたが、状態が良好であったことから、そのまま利用することとしたため

\*バナーアームとは、道路照明にフラッグ等を取り付けるための器具をいいます。

#### 【契約の相手方】

港区芝四丁目2番9号  
日工建設株式会社

- 当初契約を議決した議会  
令和4年第1回定例会  
○契約変更の議決又は報告をした議会  
令和4年第4回定例会  
令和5年第4回定例会

#### 【工事場所】



## 区長報告 第2号

【総務部契約管財課】

### 専決処分について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更）

本件は、港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

#### 【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和5年12月28日

#### 【変更内容】

- 契約金額 36億7,290万円  
→ 37億5,133万2,090円  
(7,843万2,090円増額します。)

#### 【変更理由】

公共工事設計労務単価及び資材価格の上昇に対応するため、工事請負契約書約款第24条第6項のインフレスライド※条項を適用したため

※インフレスライドとは、契約締結時の労務単価及び資材価格で積算した契約金額をインフレーション又はデフレーションを反映した契約金額に変更することをいいます。

#### 【契約の相手方】

港区虎ノ門四丁目3番13号  
日本国土・徳倉・谷沢建設共同企業体  
(代表者) 日本国土開発株式会社東京支店  
(構成員) 徳倉建設株式会社東京支店  
(構成員) 谷沢建設株式会社

- 当初契約を議決した議会  
令和4年第4回定例会

#### 【工事場所】



## 区長報告 第3号

【総務部契約管財課】

### 専決処分について（港区立大平台みなと荘外壁等改修工事請負契約の変更）

本件は、港区立大平台みなと荘外壁等改修工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

#### 【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和5年12月26日

#### 【変更内容】

- 契約金額 2億1,531万4,000円  
→ 2億2,599万5,000円  
(1,068万1,000円増額します。)

#### 【変更理由】

- ①大浴場脱衣室の天井内の排気ダクト及び空調機ドレン配管が劣化していたことから、取り替えたため
- ②エントランス前の車寄せの石積壁の下地のモルタルが劣化していたことから、モルタルを撤去し、シールの打換えをしたため

#### 【契約の相手方】

港区芝二丁目11番8号  
りんかい日産建設株式会社

- 当初契約を議決した議会  
令和5年第2回定例会

#### 【工事場所】



## 区長報告 第4号

【総務部契約管財課】

### 専決処分について ((仮称) 南青山二丁目公共施設新築工事請負契約の変更)

本件は、(仮称) 南青山二丁目公共施設新築工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

#### 【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和5年12月25日

#### 【変更内容】

- 契約金額 14億3,770万円  
→ 15億5万9,000円  
(6,235万9,000円増額します。)

#### 【変更理由】

昇降機設備工事単独での入札において専任の監理技術者等を配置できないことを理由として応札者がいなかったことから、昇降機設備工事を新築工事に含めることとしたため

#### 【契約の相手方】

港区浜松町二丁目6番5号  
合田・三和・セコムエンジ・相和技研  
異業種建設共同企業体  
(代表者) 株式会社合田工務店東京本店  
(構成員) 三和電気土木工事株式会社  
東京本店  
(構成員) セコムエンジニアリング株式会社  
東京本店  
(構成員) 株式会社相和技術研究所

#### 【工事場所】



#### ○当初契約を議決した議会

令和5年第2回定例会

## 議案 第1号

【総務部総務課】

### 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更するものです。

#### 【法改正の背景】

デジタル社会の基盤であるマイナンバーやマイナンバーカードの利活用を推進し、国民の利便性の向上等を図る観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が改正されました。

これにより、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携※が可能となり、マイナンバーを用いた情報連携のより速やかな開始が可能になります。

※情報連携とは、行政機関等同士がマイナンバーを用いて、行政手続に必要な情報のやり取りをすることをいいます。

#### 【条例改正の内容】

条例で引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項番号を変更します。

#### 【施行期日】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方自治法」等の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、公金事務の私人委託に関する制度の見直し等を行う地方自治法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している地方自治法及び地方自治法施行令の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和6年4月1日

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、訪問指導業務手当の支給対象者の名称等を変更するものです。

【法制定の背景】

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されました。この法律は、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、女性相談支援員の配置等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項が定められています。

【条例改正の内容】

①条例で引用している訪問指導業務手当※の支給対象業務の根拠法を変更します。

売春防止法 → 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

②訪問指導業務手当の支給対象者の名称を変更します。

婦人相談員 → 女性相談支援員

※訪問指導業務手当とは、福祉事務所の職員が生活指導等の訪問業務を行ったときに支給される手当をいい、日額470円が支給されます。

【施行期日】

令和6年4月1日

## 港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「建築基準法」等の一部改正に伴い手数料を新設するほか、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等の一部改正に伴い引用している法令の題名を変更するものです。

## 【建築基準法改正の背景】

現行の規定では、接道義務や道路内建築制限の既存不適格※となっている建築物について、大規模の修繕等に該当する省エネ改修等が困難であることから、政令で定める範囲内であれば、省エネ改修等ができるようにする改正が行われました。

※既存不適格とは、建築物のしゅん工時は適法に建てられていたものの、その後の法改正等によって、現在の法律に適合しなくなってしまった状態をいいます。

## 【条例改正の内容】

- ①既存不適格建築物に係る手数料を新設します。

名 称	額
建築物の敷地と道路との関係の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請手数料	28,000円
道路内における大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請手数料	28,000円

- ②条例で引用している法令の題名を変更します。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
  - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
  - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

## 【施行期日】

令和6年4月1日

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を  
改正する条例

本案は、自転車駐車場の利用促進を図るため、全ての自転車駐車場において一時利用を可能とするものです。

【条例改正の背景】

近年、自転車利用のニーズが高まっていることから、定期利用のみを可能としている機械式自転車駐車場においても、一時利用を可能とすることにより、自転車駐車場の利用の促進を図ります。

【条例改正の内容】

定期利用に限定していた「こうなん星の公園自転車駐車場」及び「六本木駅自転車駐車場」において一時利用を可能とします。

【施行期日】

令和6年4月1日

## 議案 第6号

【街づくり支援部建築課】

### 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画の都市計画が変更されたことに伴い、当該地区的建築物の制限を定めるものです。

#### 【有楽町・銀座・新橋周辺地区の街づくりの概要】

有楽町・銀座・新橋周辺地区にある東京高速道路は、現在自動車専用の道路であり、その高架道路の形態は、都心の活発な都市活動を見渡すことができる貴重な空間です。その上部空間を歩行者中心の公共的空間として再生・活用することを目指す方針が示されています。

#### 【条例改正の内容】

- ①条例の適用区域に有楽町・銀座・新橋周辺地区地区整備計画を加えます。
- ②有楽町・銀座・新橋周辺地区地区整備計画のA地区において建築してはいけない建築物を定めます。
  - ・風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物
  - ・建築物の一階で道路に接する部分を主に商業施設等以外の用途に供する建築物

#### 【施行期日】

公布の日

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等の一部改正に伴い、引用している法令の題名を変更するものです。

【法改正の背景】

現行の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律は、建築物分野におけるエネルギー消費量が著しく増加していることを踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的としていました。

今後は、建築物分野においても、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が不可欠とされ、法の目的について、建築物の再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることを明確化する改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している法令の題名を変更します。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
  - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
  - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

【施行期日】

令和6年4月1日

港区営住宅条例の一部を改正する条例

本案は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正に伴い、引用している法律の条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

現行制度では、身体に対する暴力などを受けた被害者のみを対象とする保護命令の強化等の必要性が指摘されていました。これを受け、接近禁止命令等の申立てをすることができる要件に自由、名誉又は財産に係る脅迫を受けた場合が追加されるなど、保護命令制度の拡充を行う改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和6年4月1日

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

本案は、預かり保育に係る給食費の保護者負担を軽減するものです。

【条例改正の背景】

区は、保護者が安心して子育てできるよう、令和5年9月分から保育の実施に係る給食費を無料にしました。

その後、認定こども園において幼児教育を受けている子どもが、8月に預かり保育を利用する際に発生している給食に係る費用についても見直しました。

【条例改正の内容】

預かり保育を利用する子どもに係る給食費を無料とします。

【施行期日】

公布の日

港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例

本案は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、引用している条項番号の変更等をするものです。

【法改正の背景】

子育てに困難を抱える世帯の状況等を踏まえ、区市町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする法改正が行われました。

この中で、障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されるとともに、障害種別にかかわらず障害児を支援できるように、これまで「福祉型」と「医療型」に分かれていた児童発達支援の類型が一元化されました。

【条例改正の内容】

- ①条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。
- ②港区立児童発達支援センター条例について、児童発達支援の類型が一元化されたことに伴い、規定を整備します。

【施行期日】

令和6年4月1日

【改正する条例一覧】

1	港区立児童発達支援センター条例
2	港区立障害保健福祉センター条例
3	港区立精神障害者支援センター条例

## 議案 第11号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

### 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、里親支援センターの設備の基準等を定めるものです。

#### 【省令改正の背景】

家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを新たに児童福祉施設として位置付ける児童福祉法の改正が行われました。

これを踏まえ、里親支援センターの設備の基準等を定めるため、省令改正が行われました。

#### 【条例改正の内容】

- ①里親支援センターの設備の基準等を定めます。
- ②類型が一元化された児童発達支援センターの設備の基準等を定めます。
- ③母子生活支援施設等の長が自立支援計画を策定するに当たっては、母子等の意見又は意向を勘案することを義務付けます。
- ④困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、用語を変更します。  
例) 婦人相談所 → 女性相談支援センター

#### 【施行期日】

令和6年4月1日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、重要事項の提供方法の追加等をするものです。

【省令改正の背景】

施設の見やすい場所への重要事項※の書面掲示の義務付けについて、利用者等の利便性向上を図る観点から、インターネットによる情報の提供を追加で義務付けるなどの改正が行われました。

※重要事項とは、職員の勤務体制や利用者負担額など利用申込者の特定教育・保育施設の選択に役立つものをいいます。

【条例改正の内容】

- ①重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けます。
- ②書面の交付又は提出に代わって電磁的方法により提供する場合の記録媒体の種類を指定しないこととします。

【施行期日】

令和6年4月1日

## 議案 第13号

## 【保健福祉支援部障害者福祉課】

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、児童発達支援管理責任者の責務の追加等をするものです。

### 【省令改正の背景】

障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、障害種別にかかわらず障害児を支援できるように、これまで「福祉型」と「医療型」に分かれていた児童発達支援の類型を一元化するほか、障害児入所施設に入所している児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を明確化するなどの児童福祉法の改正が行われました。

これを踏まえ、省令改正が行われました。

### 【条例改正の内容】

- ①児童発達支援管理責任者は、障害児の年齢及び発達の程度等に応じて支援内容を検討しなければならないこととします。
- ②指定発達支援事業者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮等をしなければならないこととします。
- ③港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、医療型児童発達支援を児童発達支援に一元化するとともに、指定児童発達支援事業所の設備の基準等を定めます。
- ④港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、児童発達支援管理責任者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、移行支援計画を作成しなければならないこととします。

### 【施行期日】

令和6年4月1日

港区介護保険条例の一部を改正する条例

本案は、第9期港区介護保険事業計画に基づき、保険料を改定するものです。

【条例改正の背景】

区は、介護保険法に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、3年ごとに介護保険事業計画を定める必要があります。

令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期港区介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の保険料等を改定するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

保険料の所得段階区分を現行の17段階から19段階とするとともに、保険料を引き上げます。

【施行期日】

令和6年4月1日

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護に係る根拠規定を変更するものです。

【基準省令改正の背景】

看護小規模多機能型居宅介護※は、介護保険法施行規則にその内容が規定されていましたが、介護保険法の改正により、複合型サービスの一類型として、介護保険法上に明確に位置付けられるとともに、サービスの拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されました。

これを踏まえ、基準省令の改正が行われました。

※看護小規模多機能型居宅介護とは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護とを組み合わせて、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービスをいいます。なお、サービスの拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスは、これまでにも多様なサービスに含まれていました。

【条例改正の内容】

条例で引用している看護小規模多機能型居宅介護に係る根拠規定を変更します。

【施行期日】

令和6年4月1日

港区監査委員条例の一部を改正する条例

本案は、「地方自治法」の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、公金事務の私人委託に関する制度の見直し等を行う地方自治法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している地方自治法の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和6年4月1日

**議案 第17号～第20号  
令和5年度補正予算**

**【企画経営部財政課】**

議案 第17号  
令和5年度港区一般会計補正予算（第9号）

議案 第18号  
令和5年度港区一般会計補正予算（第10号）

議案 第19号  
令和5年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

議案 第20号  
令和5年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

**議案 第21号～第24号  
令和6年度予算**

**【企画経営部財政課】**

議案 第21号  
令和6年度港区一般会計予算

議案 第22号  
令和6年度港区国民健康保険事業会計予算

議案 第23号  
令和6年度港区後期高齢者医療会計予算

議案 第24号  
令和6年度港区介護保険会計予算

包括外部監査契約の締結について

本案は、令和6年度における包括外部監査を実施するため、包括外部監査契約を締結するものです。

【概要】

包括外部監査とは、地方自治法に基づき、区の組織に属さない弁護士、公認会計士等の専門家が、外部監査人という第三者の立場から独自に監査を行う制度です。

区では、平成13年度から包括外部監査を実施しており、平成30年度からは2会計年度に1回実施しています。

【内容】

- 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 契約の相手方 弁護士 竹内 朗 氏
- 契約の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 契約の金額 990万円を上限とする額

※直近3回の包括外部監査のテーマ

- 令和4年度 多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について
- 令和2年度 環境に関する事業の財務事務の執行について
- 平成30年度 学校教育に関する事業の財務事務の執行について

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁方法の特例を定めるため、規約の一部を変更するものです。

【制度の概要】

後期高齢者医療制度は、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合を設立し、広域連合が運営主体となることが「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められています。広域連合の運営により財政リスクの軽減を図り、安定した制度運営が可能となるほか、事務処理の効率化が図られています。

後期高齢者医療制度における保険給付の財源は、患者の自己負担を除き、公費（国・都・区市町村の負担が約5割）と現役世代からの支援（国民健康保険や被用者保険等からの負担が約4割）のほか、被保険者の保険料（約1割）となっており、保険料で賄うべき割合は、2年ごとに見直しています。

保険料の見直しに当たっては、保険料の負担が急激に増加しないようにするため、各区市町村の一般会計から経費を負担するかどうかを検討しています。一般会計から経費を負担する場合には、規約の変更が必要になります。

【内容】

令和6年度分及び令和7年度分の保険料の負担の軽減のために、関係区市町村の一般会計から経費を負担することとします。

【施行期日】

令和6年4月1日

## 議案 第27号

【児童相談所児童相談課】

### 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に係る協議について

本案は、品川区が児童相談所を設置することを踏まえ、規約の一部を変更するものです。

#### 【背景】

児童相談所を設置する特別区は、児童養護施設等<sup>\*1</sup>の事務負担を軽減するため、令和6年4月1日から児童相談所を設置する特別区が共同設置する措置費共同経理課に措置費<sup>\*2</sup>の支払事務等を一元化することとしました。

規約において、措置費共同経理課を共同設置する特別区を定めていることから、その特別区の数に増減がある場合は、規約の変更をする必要があります。

品川区が令和6年10月1日から児童相談所を設置することを決定したため、規約を変更します。

※1 児童養護施設等とは、児童養護施設、乳児院及び自立援助ホームをいいます。

※2 措置費とは、児童養護施設等を運営していくために必要な職員の人工費や児童に係る生活費や教育費など、児童の養育に必要な経費をいいます。

#### 【内容】

措置費共同経理課を共同設置する特別区に「品川区」を加えます。

#### 【施行期日】

令和6年10月1日

(追加議案)

人事案件

○港区教育委員会委員の任命の同意について

本案は、令和6年3月31日で任期満了となる田谷克裕委員の後任者について、任命の同意を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和6年6月30日で任期満了となる藤本健一委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。